

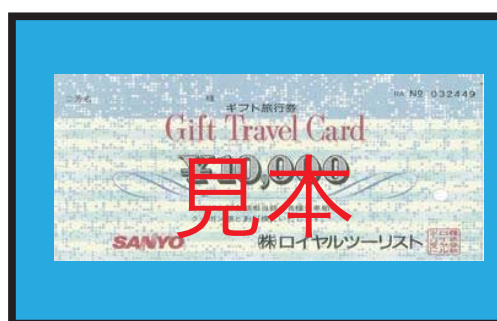
ロイヤルツーリスト「ギフト旅行券」をお持ちのお客様へ

ギフト旅行券払い戻しのご案内

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、お手持ちのロイヤルツーリスト「ギフト旅行券」について、資金決済に関する法律第20条第1項および前払式支払手段に関する内閣府令41条の規定に基づき、払い戻しを行うことになりました。ロイヤルツーリスト「ギフト旅行券」をお持ちのお客様は、下記の期間中にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

- 1 払い戻しを行う前払式支払手段の発行者
三洋ライフ株式会社
- 2 払い戻しに係る前払式支払手段の種類
ロイヤルツーリスト発行のギフト旅行券 ¥10,000 (¥1,000×10)、¥10,000



- 3 払い戻しのお申出期間
2011年12月1日～2012年2月29日(当日消印有効)
なお、お申出期間内に払い戻しのお申出がない場合は、当該払い戻し手続きから除外されますのでご注意ください。
- 4 払い戻しのお申出方法
当社営業所に設置又は当社ホームページ (<http://jp.sanyo.com/sanyolife/>) 上に掲載しております「払い戻し申出書」に必要事項をご記入のうえ、必ずお手持ちの未使用のギフトカード(ロイヤルツーリストが発行したギフト旅行券に限ります)を同封して下記の場所までご郵送ください。なお、郵送にかかる責任は負いかねますので予めご了承ください。

〒570-0083 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
三洋ライフ株式会社 管理部 ギフト旅行券係
- 5 払い戻しの方法
お客様が「払い戻し申出書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、未使用券の額面に郵送料(簡易書留等を利用された場合はその料金を含みます)を加算した額を振込みにより払い戻しいたします。振込手数料は当社にて負担いたします。
- 6 その他ご注意いただきたい事項
 - (1)当社営業所での現金・商品等との交換、払い戻しのお申出後のキャンセル等には応じかねます。
 - (2)「払い戻し申出書」の記入に不備がある場合又は記入された未使用券の枚数・金額と同封された未使用券に相違がある場合は返送いたします。再度お送りいただくまでにお申出期間を経過した場合、払い戻しに応じかねます。
 - (3)以下の各事項に該当する場合は、払い戻しをいたしかねますので予めご了承ください。
 - ①ギフトカードが偽造又は変造されている場合
 - ②ギフトカードの破損により証券番号の照合ができない場合
 - ③ギフトカードの3分の1以上が滅失している場合
 - ④上記2の対象となるギフトカードでない場合
 - ⑤その他「払い戻し申出書」に不備があり、上記(2)の方法によっても払い戻しを行うことができない場合
 - (4)上記(2)(3)に該当しない場合であっても、お申し出いただいてから払い戻しのお振り込みまでに2～3週間程度かかります。

本件に関する問い合わせ先

〒570-0083 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

三洋ライフ株式会社 管理部

TEL: 06-6994-6959 FAX: 06-6994-5526